

現場代理人の常駐義務の緩和について

熊本市では、平成23年4月1日以後に請負契約を締結する工事について、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和することとし、熊本市公共工事請負契約約款に常駐義務緩和条項を定めました。なお、現場代理人の兼任を認める常駐義務緩和要件については、以下のとおりの取扱いとします。

常駐義務緩和の適用要件について

○ 以下の適用要件①又は②のいずれかに該当する場合、複数の工事について現場代理人を兼任することができます。

適用要件①：

○ 以下の項目のすべてに該当する場合

- ◇ 熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）発注工事（*1）のうち2件の工事についての兼任であること。
- ◇ 工事現場（工事場所）がいずれも熊本市内であること。
- ◇ 兼任する時点の2件の工事の請負代金額の合計が2,500万円未満（建築一式工事を2件兼任する場合（*2）は、合計が5,000万円未満）であること、又は、兼任する時点の請負代金額が2,500万円未満（建築一式工事の場合は、5,000万円未満）の工事1件と単価契約の工事1件との兼任であること。
- ◇ 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められること。
- ◇ 特記仕様書等に兼任を認めない旨が示された工事でないこと。

適用要件②：

○ 以下の項目のいずれかに該当する場合

- ◇ 同一又は別の発注者が発注する、密接な関連のある複数の工事（例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事）を同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することを認められた場合（ただし、専任の監理技術者については適用されません。）
- ◇ 同一又は別の発注者が発注する、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合
- ◇ 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能と認められた場合

*1：各課発注の130万円以下の小規模工事を含む。

*2：建築一式工事と他の業種の工事を兼任することはできません。

兼任する場合の手続きについて

- ◇ 現場代理人を兼任する場合、『現場代理人兼任届』を「着工届」とともに契約検査室に提出してください。契約検査室での確認後、『現場代理人兼任届』を兼任するすべての工事の監督員に提出してください。（写し可）
- ◇ また、現場代理人を変更することにより、複数の工事で現場代理人を兼任することになる場合は、『現場代理人兼任届』を「現場代理人変更通知書」とともに契約検査室に提出し、確認を受けた後に、兼任するすべての工事の監督員に提出してください。

注意事項

- ◇ 現場代理人を兼任している場合は、いずれの工事現場における運営、取締り及び権限の行使にも支障がないようにするとともに、監督員との連絡体制を確保してください。
- ◇ 熊本市では現場代理人の要件として、現場代理人とその所属建設業者との直接的な雇用関係を求めています。（在籍出向者及び派遣社員は現場代理人となることはできません。）
- ◇ 適用要件①に該当し、2件の工事のいずれについても、現場代理人と主任技術者を兼任している場合において、一方の工事の請負代金額が変更契約により2,500万円以上となった場合、現場代理人は継続することができますが、主任技術者は当該工事について専任となりますので、他方の工事については主任技術者を変更する必要があります。
- ◇ 熊本市及び熊本県発注の工事等、発注者が異なる複数の工事で現場代理人を兼任しようとする場合は、必ず、事前に両方の発注者の確認を受けてください。

問い合わせ先

- 熊本市役所 契約検査室 工事契約班 Tel 328-2442